衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には，選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して，憲法上，議員１人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが，それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって，具体的な選挙区を定めるに当たっては，都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として，地域の面積，人口密度，住民構成，交通事情，地理的状況などの諸要素を考慮しつつ，国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに，投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって，このような選挙制度の合憲性は，これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお，国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり，国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが，上記のような憲法上の要請に反するため，上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており，これを是認することができない場合に，初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

以上は，衆議院議員の選挙に関する最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年４月14日大法廷判決・民集30巻３号223頁以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであって（上掲最高裁昭和51年４月14日大法廷判決，最高裁昭和56年（行ツ）第57号同58年11月７日大法廷判決・民集37巻９号1243頁，最高裁昭和59年（行ツ）第339号同60年７月17日大法廷判決・民集39巻５号1100頁，最高裁平成３年（行ツ）第111号同５年１月20日大法廷判決・民集47巻１号67頁，最高裁平成11年（行ツ）第７号同年11月10日大法廷判決・民集53巻８号1441頁，最高裁平成11年（行ツ）第35号同年11月10日大法廷判決・民集53巻８号1704頁，最高裁平成18年（行ツ）第176号同19年６月13日大法廷判決・民集61巻４号1617頁，平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決参照），これを変更する必要は認められない。

⑵　上記の見地に立って，本件選挙当時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性について検討する。

平成23年大法廷判決は，上記の基本的な判断枠組みに立った上で，旧区割基準のうち１人別枠方式に係る部分は，前記のとおり平成６年の選挙制度改革の実現のための人口比例の配分により定数の急激かつ大幅な減少を受ける人口の少ない県への配慮という経緯に由来するもので，その合理性には時間的な限界があったところ，本件選挙制度がその導入から10年以上を経過して定着し安定した運用がされていた平成21年選挙時には，その不合理性が投票価値の較差としても現れ，その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず，投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており，上記の状態にあった同方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りも，前記２⑷のような平成21年選挙時における選挙区間の較差の状況の下において，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判示したものである。

また，平成25年大法廷判決は，平成24年選挙が上記のように平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旧選挙区割りの下で再び施行されたものであること，選挙区間の選挙人数の較差は平成21年選挙時よりも更に拡大して最大較差が１対2.425に達していたこと等に照らし，平成24年選挙時において，平成21年選挙時と同様に，旧選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない旨を判示したものである。

そして，平成23年大法廷判決を受けて，旧区画審設置法３条２項の削除及び各都道府県の選挙区数の０増５減を内容とする平成24年改正法が制定され，更に上記０増５減を前提に選挙区間の人口の較差が２倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする平成25年改正法が成立し，同法による改正後の平成24年改正法（以下「平成25年改正後の平成24年改正法」という。）により改定された本件選挙区割りの下で本件選挙が施行されたものであるところ，前記２⑹のとおり，本件選挙区割りにおいては，上記０増５減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず，１人別枠方式を定めた旧区画審設置法３条２項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから，いまだ多くの都道府県において，そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているということができる。

しかるところ，前記２⑹及び⑺のとおり，本件選挙区割りにおいては，平成25年改正法成立の２年半以上前（本件選挙の４年以上前）の平成22年10月１日を調査時とする平成22年国勢調査の結果によれば選挙区間の人口の最大較差は１対1.998となるものとされたが，同国勢調査後の人口変動の結果として，上記成立の約３か月前の平成25年３月31日現在及び約６か月後の同26年１月１日現在の各住民基本台帳に基づいて総務省が試算した選挙区間の人口の最大較差は既にそれぞれ１対2.097及び１対2.109であり，上記試算において較差が２倍以上となっている選挙区はそれぞれ９選挙区及び14選挙区となっており，さらに，本件選挙時における選挙区間の選挙人数の最大較差は１対2.129に達し，較差２倍以上の選挙区も13選挙区存在していたものである（本件選挙時における選挙区間の選挙人数の較差の詳細は前記２⑺に摘示したとおりである。）。このような投票価値の較差が生じた主な要因は，いまだ多くの都道府県において，新区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあるというべきであり，このことは，前記２⑺で本件選挙当日において東京都第１区の選挙人数が２倍以上となっていた選挙区として指摘した12選挙区がいずれも上記定数削減の対象とされた県以外の都道府県に属しており，この12選挙区の属する県の多くが旧区割基準により相対的に有利な定数の配分を受けているものと認められることからも明らかである。そして，このような投票価値の較差が生じたことは，全体として新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである。

以上のような本件選挙時における投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情などを総合考慮すると，平成25年改正後の平成24年改正法による選挙区割りの改定の後も，本件選挙時に至るまで，本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない。

⑶ア　衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について，当裁判所大法廷は，これまで，①定数配分又は選挙区割りが前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か，②上記の状態に至っている場合に，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か，③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に，選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており，こうした判断の方法が採られてきたのは，憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち，裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても，自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく，その是正は国会の立法によって行われることになるものであり，是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているので，裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの下で一定の判断を示すことにより，国会がこれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが，憲法上想定されているものと解される。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと，上記①において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ，上記②において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては，単に期間の長短のみならず，是正のために採るべき措置の内容，そのために検討を要する事項，実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して，国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される（平成25年大法廷判決，平成26年（行ツ）第155号，第156号同年11月26日大法廷判決・民集68巻９号1363頁参照）。

イ　そこで，本件において，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かについて検討する。

１人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りについては，前掲最高裁平成19年６月13日大法廷判決までは憲法の投票価値の